

市内米軍施設に係る主な経過について

1 平成27年6月4日以降の経過

平成27年

6月4日

基地対策特別委員会

議題

- 1 平成27年度の委員会運営方法について
- 2 市内米軍施設の現況等について

6月10日

本市が「国の制度及び予算に関する提案・要望書」を発表

【市内米軍施設の返還と跡地利用への支援】

(内閣府、外務省、財務省、国土交通省、防衛省)

- 1 市内米軍施設・区域の早期全面返還
- 2 跡地利用の具体化に向けた支援
- 3 米軍施設及び返還施設周辺の生活環境の維持向上
- 4 池子住宅等に関する地元要望の最大限の尊重

6月30日

上瀬谷通信施設の返還

7月16日

防衛省が「池子住宅地区及び海軍補助施設（横浜市域）における家族住宅等建設に係る地元要望への対応方針」について補足説明資料を提示

7月21日

基地対策特別委員会視察

市内米軍施設及び区域等（ヘリコプターによる視察）

7月29日

金沢区米軍施設建設・返還跡地利用対策協議会が「池子住宅地区及び海軍補助施設（横浜市域）における米軍家族住宅等の基本配置計画案について」の要望書を本市に提出

8月4日

旧上瀬谷通信施設の新たな野球利用について少年野球チームの募集を開始（～8月24日まで）

8月12日

東富士演習場における米軍の訓練実施にあたり、訓練車両等の搬出入が瑞穂ふ頭／横浜ノース・ドックを經由して行われることに対し防衛省に要請

要請項目

- 1 瑞穂ふ頭／横浜ノース・ドックにおいて弾薬の搬入を行わないこと
- 2 事件・事故が起きないよう万全の体制をとること
- 3 施設の機能強化につながるものがないこと

8月20日 神奈川県基地関係県市連絡協議会が「基地問題に関する要望書」を国に提出

【基地問題に関する要望書】

重点要望項目

- 1 米軍基地の整理・縮小・早期返還を推進されたい
- 2 厚木基地における航空機騒音を解消されたい
- 3 米国原子力艦の事故による原子力災害対策を強化充実されたい
- 4 日米地位協定の見直しを行うとともに、その運用について、適切な改善を図られたい
- 5 住宅防音工事等、騒音対策の充実を図られたい
- 6 国による財政的措置及び各種支援策を充実されたい

構成：神奈川県、横浜市、相模原市、横須賀市、藤沢市、逗子市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市

8月20日～9月2日 オスプレイ4機が厚木基地に飛来

8月24日 神奈川県基地関係県市連絡協議会が米陸軍相模総合補給廠（相模原市）の火災について、早期の原因究明と再発防止策の徹底を米側に求めることについて防衛省に要請

8月31日 防衛省が「平成28年度概算要求」について本市に連絡

横浜ノース・ドック

・管理棟(憲兵隊)(改築) 附帯工事 約6千万円

9月10日 オスプレイ2機が厚木基地に飛来

9月18日 本市が「池子住宅地区及び海軍補助施設の横浜市域における住宅等建設について」防衛省に要請 資料2

2 本年度委託発注している跡地利用検討に係る業務

(1) 旧深谷通信所

件名	平成27年度旧深谷通信所返還跡地利用調査業務委託
期間	平成27年7月15日から平成28年3月28日まで
委託金額	5,292,000円
委託先	株式会社 ランズ計画研究所
内容	・ゾーニング・導入施設の検討 ・基本計画図の作成 等

(2) 旧上瀬谷通信施設

件名	平成27年度上瀬谷通信施設返還跡地利用調査業務委託
期間	平成27年4月1日から平成28年3月25日まで
委託金額	5,778,000円
委託先	昭和株式会社神奈川支社
内容	・民有地の農業振興策の検討 ・農業エリアの土地利用基本構想（案）の作成 等

件名	平成27年度上瀬谷通信施設返還跡地利用調査業務委託（その2）
期間	平成27年7月1日から平成28年3月25日まで
委託金額	4,158,000円
委託先	一般財団法人日本開発構想研究所
内容	・跡地利用基本計画の実現に向けた基盤整備手法の事例収集と評価 ・跡地利用基本計画（案）の検討 等

(3) 根岸住宅地区

件名	平成27年度根岸住宅地区返還跡地利用調査業務委託
期間	平成27年6月26日から平成28年3月28日まで
委託金額	2,808,000円
委託先	株式会社 八州横浜支社
内容	・まちづくり計画の検討 ・民間土地所有者等の合意形成支援 等

池子住宅地区及び海軍補助施設の横浜市域における
米軍家族住宅等の建設について

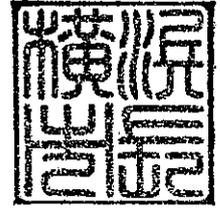
- 1 本市から南関東防衛局への要請書（平成27年9月18日）
- 2 南関東防衛局から本市への提示資料（平成26年6月4日）

政基第 275 号

平成 27 年 9 月 18 日

南関東防衛局長 丸井 博 様

横浜市長 林 文子



池子住宅地区及び海軍補助施設の横浜市域における
住宅等建設について（要請）

時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、標記につきましては、平成 26 年 6 月 4 日付南防第 3393 号（以下、「照会文書」という。）において基本配置計画案が示され、本市の意見を求められているところです。

この計画案は、住宅建設戸数が半減されましたが、改変面積は変更されていません。加えて、地元要望の中でも特に重要な都市計画道路横浜逗子線の整備や、飛び地の施設整備・管理等の要望が反映されていない説明であったため、今年 1 月 9 日に本市から再説明の要請書を提出しました。

その後、4 月 23 日及び 7 月 16 日に、国からの再説明で、対応方針の説明が行われたことを受けて、照会文書の計画案が自然環境や周辺住民に与える影響等について、金沢区米軍施設建設・返還跡地利用対策協議会等の意見を踏まえ、本市として改めて現時点での要請事項を整理しました。これまでに行ってきた要請と併せて、最大限尊重していただき、具体的な措置を講じるようお願いいたします。

また、計画の進捗状況や、本要請に対する具体的措置の方法・内容・スケジュール等についても、今後遅滞なくご説明ください。

なお、照会文書に明記されていますように、本要請事項への回答はすみやかに行ってください。

池子米軍家族住宅の建設に関しては、横須賀地区の家族住宅の不足数約 700 戸は変わらず、追加の建設場所については、依然として横浜市域が一つの選択肢としてあり得るとされていますので、本市としてはこれ以上横浜市内に住宅を建設されないよう改めて要請します。

また、施設返還については、市民共通の念願、市政の重要課題であることから、平成 16 年 10 月に日米間で返還合意し、現在未返還の根岸住宅地区などの返還を速やかに実現するよう日米間で協議を進めるとともに、返還後の跡地利用を進める上での様々な課題についても国の責任として解決に向け、適切に対応されるようお願いいたします。

要請事項

1 緑の保全、自然環境の保全

今回の計画では、住宅建設戸数が半減したにも関わらず、改変面積の縮減が図られていません。改変面積については、国からの説明において、今後、配置検討や設計等の業務を進めていく中で、日米間で継続して調整・検討していくことが示されました。また、建設予定地は横浜市水と緑の基本計画で緑の七大拠点と位置付けられており、将来にわたって保全すべきエリアであることから、自然環境の保全に配慮し、更なる改変面積の縮減のための具体的な対応策を早期に示すこと。

非改変地の緑地や、改変地において施された緑化が、将来にわたり保全されることを担保するための具体的方策を講ずること。なお、改変地の緑化に当たっては、連続的な緑地復元や現存樹木の移植による活用など計画地の現在の植物相を踏まえた植栽に努めること。

2 環境への配慮

計画の具体化に当たっては、「生物多様性基本法」、「生物多様性国家戦略」、「生物多様性横浜行動計画」等に基づく生物多様性への配慮を含め、横浜市環境配慮指針に示されている生物の生息生育環境の保全や景観機能等を考慮すること。

3 風致の維持

建築物の高さを極力抑えるとともに、建築物のデザインや外壁の色彩、造成法面の圧迫感の軽減などについて、周辺との調和に配慮すること。また、建築物周囲の緑化や屋上緑化等についても検討すること。

4 災害の防止

土砂や雨水の流出等により周辺地域が被災することのないよう、工事中及び供用後の適切な災害防止措置を講ずること。

5 工事中及び供用後の交通対策

施設建設に伴う周辺交通環境については、施設の工事中及び供用後の周辺道路の交通量・交通計画等を明らかにし、負荷軽減の対応策とともに早期に示すこと。

特に都市計画道路横浜逗子線の整備については、住宅建設計画の事業主体である国が、責任をもって対応すべき事項であり、地元の要望事項を真摯に受け止め、確実に実施すること。更に整備の実施にあたっては、これまでの国からの説明において「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」等の整備手法が示されたが、今後、実施時期や実施方法等について、本市と協議すること。

6 地域住民への説明

計画の前提である住宅完成までの具体的な全体工程を明確に示すこと。

また今後、計画の具体化に当たっては、住宅施設等の概要、緑地、自然環境の保全策、施設の工事中及び供用後の周辺道路の交通量・交通計画等が明らかになった時点で、速やかに金沢区米軍施設建設・返還跡地利用対策協議会に対し説明を行い、その意見を尊重すること。

また、周辺住民に対しては、事業主体である国が段階に応じて適時、適切に説明を行い、その意見を尊重すること。

7 飛び地の返還と早期利用

飛び地の早期返還に向け、米軍との協議を行うこと。

また、米軍施設の存在により影響を受けている周辺住民が、災害時に利用できる避難場所等を、住宅建設の進捗に関わらず、国の負担で整備し、早期に市民利用が可能になるよう米軍と調整すること。

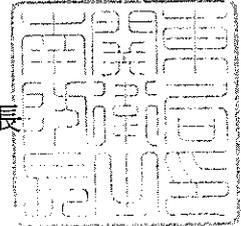
8 その他

平成18年10月及び平成19年8月に行った要請事項のうち、上記に掲げた事項以外の「施設供用後に向けた対応」、「法令・条例等の遵守」、「地域のまちづくりの推進」についても引き続き尊重していただき、具体化に向けた対応についてそれぞれ回答するよう重ねて要請します。

南防第3393号
平成26年6月4日

横浜市長 殿

南関東防衛局長



池子住宅地区及び海軍補助施設（横浜市域）における
米軍家族住宅等の建設について

日頃から、防衛行政につきましては、御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、当局におきまして、平成26年4月17日の日米合同委員会の合意に基づく基本配置計画案を、別添のとおり作成しましたので、貴見を回示方願います。

今回の基本配置計画案は、平成19年8月16日付及び平成23年11月30日付貴市からの要請内容を可能な限り考慮したうえで作成しています。今後、今回の基本配置計画案についての貴見等が示されましたら、できる限り早期に回答します。

添付書類：池子住宅地区及び海軍補助施設（横浜市域）における米軍家族住宅等の基本配置計画案

池子住宅地区及び海軍補助施設（横浜市域）における
米軍家族住宅等の基本配置計画案

事業対象地：神奈川県横浜市金沢区六浦町内
（トンネルの一部逗子市域）

施設・区域面積：約 36.7 ha（横浜市域）

改 変 面 積：約 17.8 ha

整備する建物等：家族住宅 171 戸及びその支援施設等

家族住宅 2階建て住宅 35棟 171戸

支援施設 中央公共施設（診療所・物品販売所・食堂・図
書室・配電施設・電話交換室等）

生活支援施設（ユースセンター・屋内運動施設
・25mプール等）

学校（幼稚園/小学校）

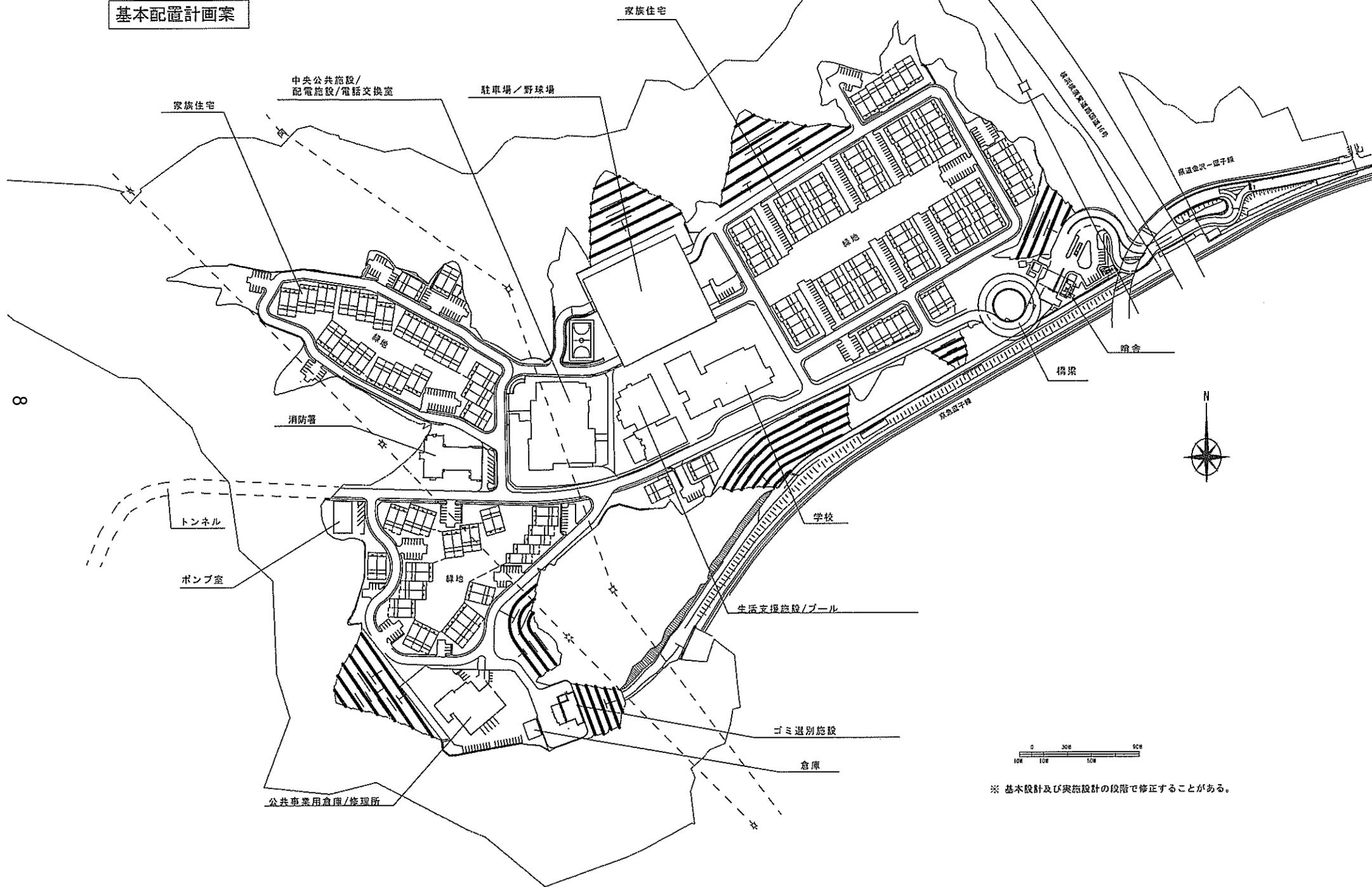
公共事業用倉庫/修理所

消防署、ゴミ選別施設、倉庫、ポンプ室等

その他 横浜市域と逗子市域を結ぶトンネル

基本配置計画案：別図のとおり

基本配置計画案



8

※ 基本設計及び実施設計の段階で修正することがある。

旧深谷通信所及び旧上瀬谷通信施設の状況について

旧深谷通信所（平成26年6月30日返還）

○面積：77ha（国 有 100%）

1 防衛省による各種調査等

(1) 平成27年度実施済み調査

ア 地下埋設物調査

囲障区域から放射状に延びる通信ケーブル等（延長約11,000m）を確認しました。

イ その他の調査

囲障区域内の建物（21棟）においてアスベストが建築建材に使用されていることを確認しました。また、囲障区域内の電気設備及び囲障区域外の変電施設においてPCBを確認しました。

(2) 今後実施予定の調査（土壌汚染調査）

平成26年度に実施した資料等調査結果をもとに調査範囲を選定した上で、土壌ガスや表層土壌を採取・分析し、有害物質による汚染の有無を確認します。さらに、必要に応じてボーリング調査等を行うことにより汚染範囲を特定します。

(3) 鉄塔の撤去

リフトアップクレーン工法による撤去を予定しています。なお、撤去作業は10月にリフトアップクレーンを設置し、鉄塔上部より順次撤去して、平成28年2月末に工事が完了する予定です。

2 国有地の暫定利用

市民生活上必要な通路や周辺の皆様が利用している広場のほか、野球等で暫定利用しています。野球等の利用については、本市が設置した「旧深谷通信所公共空地利用管理運営連絡会」をこれまで3回開催するなど利用者と調整を図りながら、7月から運用を開始しています。

凡 例	
① 通路	—
② 広 場	■
③ 野球、ゲートボール 及び グラウンドゴルフ	■

【野球場の利用団体】
13既存野球チーム
2新規野球チーム
泉区少年野球連盟
戸塚区少年野球連盟



《暫定利用箇所図》

3 跡地利用検討の取組状況

泉区及び戸塚区の深谷通信所返還対策協議会の皆様と話し合いを進めています。

平成26年9月にまとめた「旧深谷通信所跡地利用基本計画の考え方」をもとにゾーニングや施設の配置計画をお示ししながら両協議会の皆様から意見を伺い、跡地利用基本計画(案)をまとめます。その上で、広く市民の皆様から意見を伺い、今年度内の跡地利用基本計画の策定を目指します。

旧上瀬谷通信施設（平成27年6月30日返還）

○面積：242ha(国有 45.2%、市有 9.4%、民有 45.4%)

1 防衛省による各種調査等

(1) 平成27年度に実施する調査（民有地及び国有地等の土壌汚染調査）

米軍の図面等の文献資料等を基に机上調査を行い、平成28年度に実施予定の土壌汚染調査（概況調査）等の現地調査が必要な箇所を抽出します。

(2) 国有地の管理

除 草：9月から除草を行っています。

警 備：7月から昼と夜に巡回警備を行っています。

管理柵：9月から国有地の外周に管理柵（丸太杭に番線の仕様）を順次設置しています。

2 国有地の暫定利用

国有地の暫定利用については、国の承認を得て、一定期間の利用を行っています。

(1) 耕作（ウド耕作を含む）

返還後、ウドについては2年間、その他の耕作については1年間の利用を行っています。

(2) 野球

これまで利用されてきた3野球場（上瀬谷球場、米軍球場、上川井球場）について、国から国有地の立入り承認を受け使用しています。

上瀬谷球場は、従来からの公共的な利用を継続することを基本とします。米軍球場と上川井球場については、本市が設置した「旧上瀬谷通信施設公共空地利用管理運営連絡会」を開催し、利用者と調整を図りながら、10月から野球場ごとの新たな利用ルールにより運用を開始します。

【野球場の利用団体】

<米軍球場>

2 既存野球チーム

瀬谷区小学生野球連盟

瀬谷区ソフトボール協会

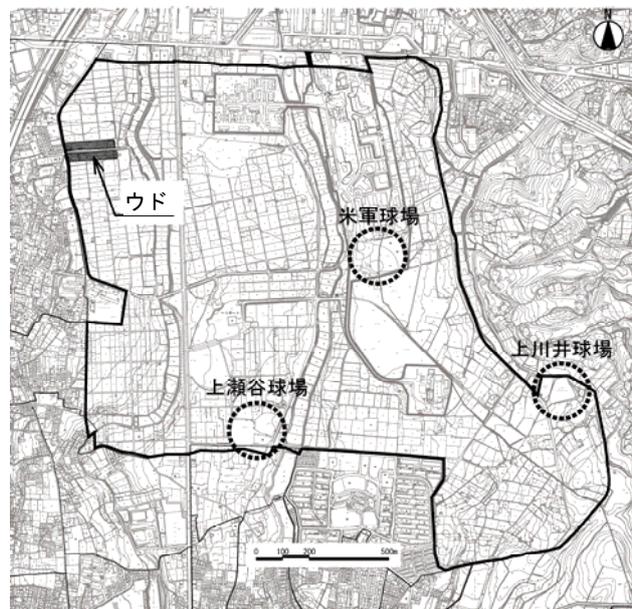
旭区ソフトボール協会

<上川井球場>

1 既存野球団体

1 既存野球チーム

旭区少年野球連盟



《暫定利用箇所図》

3 跡地利用検討の取組状況

地権者により組織される上瀬谷、上川井の農業専用地区協議会（農専協）の皆様と検討会を定期的開催するとともに、庁内のプロジェクトで検討を進め、区民や市民の皆様から意見を伺いながら跡地利用計画を策定していきます。

今年度は、8月の両農専協の皆様への説明会で、「跡地利用基本計画策定の流れ」や「所有地に関する意向調査の実施」について説明し、現在、意向調査を実施しているところです。引き続き、両農専協の皆様と検討を重ね、今年度内に跡地利用のゾーン案をまとめる予定です。